# 第21期文化審議会著作権分科会基本政策小委員会 (第1回~第4回) における委員意見の概要

### 1. 基本政策小委員会で扱う審議事項について

#### 【i. 総論】

- 現在、議論している問題のステークホルダーは、全国民であるため、その視点からの 議論が必要。【第3回】
- DX時代に対応した著作権制度は非常に重要なテーマであり、官民で非常に活発な取組が進む中で、制度の設計・実施においては、多様な主体と連携していくことが重要である。【第1回】
- 限られた議論の時間になるが、解決策の候補を絞り込むのではなくて、いろんな方策 を検討して、複数の方策を組み合わせていくことが必要・有益なのではないか。【第1回】
- EUのデジタル単一市場著作権指令(DSM指令)が、検討・議論の場で参考になる 部分があると思うので、積極的に参照するとよいのではないか。【第1回】
- 拡大集中許諾制度の創設などを念頭に置いて、実現可能性に軸足を置いた具体的で踏み込んだ議論を行う必要がある。先行して、勉強会において課題の整理が行われており、 そこでまとめられた提言と方向性を尊重し、前向きで積極的な議論をしたい。【第1回】
- 今回の諮問の背景として記されているように、DX化による流通環境、消費動向及び 創作環境の変化、さらにグローバルなプラットフォームサービスの台頭など、環境は大 きく変化している。その流れを受けて、一般消費者の著作物に対する意識や著作物の持 つ価値を享受する手段・方法も大きく変わってきており、新たな方策を打ち出すことに 時間的な猶予はないと感じている。【第1回】
- DX化とは、単なるデジタル化ではないので、著作権の世界もこれまでの"ムラ"の 論理だけでは通用しなくなる。著作者の権利が重要であるという基本は重要であるが、 保護や対価還元の在り方、ビジネスモデルの描き方等は従来の延長線ではないものがど んどん出てくる可能性が高い。新しい時代の著作権法の在り方や商習慣の在り方を議論 する必要がある。この時期に必要な議論を幅広く奥深くやっていくことが非常に重要で ある。【第1回】
- DX化が進み、既存のコンテンツ・商品・企業組織・市場などを単にデジタル化する 以上の変化になるということは明らかなことであり、新たなコンテンツ・企業組織の形態、新たな市場の在り方がもたらされるのではないか。そういう中で、文化というものがどう発展し、それにどう寄り添うかが著作権制度のあるべき姿だと考える。そのときに考えておくべきことは、多様性を育むという思想が必要だろうと考える。また、権利、義務という発想を超えた法制度の在り方を模索しないと、DX化に適した著作権制度の設計ができないのではないか。【第1回】

- DX時代におけるソリューションを模索する上での技術の有用性が鍵となる。例えばフィンガープリント等の技術やコンテンツIDが広く利用可能になってきている。また、サービス等の利用円滑化を促進する上で、広範囲な権利情報を網羅的に集約したデータベースの重要性は既に認識されている。【第1回】
- 「音楽情報プラットフォーム協議会」において、継続的に権利情報の収集・公開を進めているので、そのような基盤を使うことも1つのソリューションの在り方として、この小委員会で検討していただきたい。【第1回】

- 【ii. DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価還元方策について】 (目指すべき方向性や留意すべき点、想定される場面)
- 1億総発信者、1億総利用者の時代に、クリエイターとユーザーの二分論はやめるべきであり、過去コンテンツのアーカイブやUGCの活動は二分法では語れない。【第1回】
- どのような考え方を前提として簡素で一元的な権利処理に関する方策を進めていく のかという観点を検討事項に含めてはどうか。【第1回】
- 簡素で一括的な権利処理等に係る各種方策として考えられるメニューが整理されているが、これをベースにその実現可能性や採否、実現までのロードマップをこの小委員会で示していくことが重要。【第1回】
- 利用円滑化の論点だけを議論するのではなくて、利用の円滑化と適切な対価還元をバランスよくセットで議論することが重要である。【第1回】
- 権利処理を円滑化することが目的であり、そのためにどのような制度を採るかはあくまで手段であるため、著作物の類型、支分権、利用場面を踏まえて、目的を達成するのに一番効率的な制度を採用するということが重要である。【第1回】
- 検討にあたって、利用場面や利用目的、商業利用なのか公益性の高い利用なのかなど の観点を踏まえることが重要である。また、商業流通されているレコードなどのコンテ ンツなのか、あるいはアウトオブコマースのコンテンツなのか、そういったことを踏ま えながら検討を進めていくということが重要である。【第1回】
- 著作権分科会では、制度を導入する際に、ある程度射程を限定して導入して、その効果を見極めながら拡大して手直ししていくという議論が出ていた。様々な著作物・利用場面があるだけに、リアルの世界で期待される効果が出るかを調べるために、このような取組も含めてアプローチしていくことが重要である。【第1回】
- 日本には日本の文化というものがあるので、文化あるいは商習慣といったものも加味 した形で今回まとめていただきたい。【第1回】
- DX化により、利用可能性が大きく広がっているにも関わらず、取引コストの問題で著作物の利用ができないということは、社会的に非常に大きな損失であり、取引コストを下げて利用可能とする何らかの仕組みを充実させていくということが極めて重要である。【第1回】
- アマチュアについて、セミプロだけではなく、単なる日常の写真をツイッターにアップするような方々についても考えたい。【第1回】
- 制度を細分化し過ぎると、利用者からすると使いにくい制度になるため、バランスを 取ることが必要。【第1回】
- 安心して使えるという観点が非常に大事であるが、現実的には、著作権法を勉強すればするほど安心して使えなくなってしまう。安心して使えるという観点は、普及啓発以外についてもぜひ取り入れたい。【第1回】

- 著作物を利用する際に、萎縮することがあるので、供託制度と保険制度を兼ね備えたような制度があれば、安心して著作物を利用できるのではないか。【第1回】
- これまでのようなハードな法制度以上に、ソフトローやデータベースなどの技術、教育といったソフトな政策が重要になってくる。【第2回】
- ユーザーにとっては交渉することが大変なコストになるので、取引費用、とりわけ交 渉費用に留意する必要がある。それを簡便にできるような工夫が必要であ り、そうでないと、ユーザーから見ると使いにくいままになってしまう。【第3回】
- それぞれの仕組みが持つ利点をうまく組み合わせることで全体最適の効果を生み出すようなスキームを構築してほしい。その際には、現在行われている様々な活動や取組と連携することを意識してほしい。【第4回】
- DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化と、それに伴う適切な対価還元方策の趣旨を踏まえ議論を進めるためには、目指すべき方向性を関係者で共有することが肝要である。国民を巻き込んだ形で、DX時代、技術の発展とそこから生み出される革新が当たり前だという前提で検討を進めていただきたい。【第4回】
- 安心して使えることを「目指すべき方向性」として入れるべき。また、想定される場面は、新たな対価の創出がある分野を優先されると思うが、「安心して使える」とことを目指すと、対価還元されないような場合も多くあると思うので、あまり限定し過ぎない方が良いのではないか。【第4回】

#### (簡素で一元的な権利処理等に係る具体的な方策)

# 〈全般について〉

- 一覧性のある制度構築を行うことにより、我が国のデジタルコンテンツのポテンシャルを潰さない形で、現在見えている著作物、埋没している著作物、さらにはこれから生み出される多種多様なコンテンツに対する権利処理方策が構築できるのはないか。【第4回】
- 検討全体の方向性として、簡素で一元的な権利処理を可能にすることを大きな目的として、適切なクリエイターへの対価還元を還元できる仕組みを構築することが重要である。【第4回】

# 〈権利情報データベースの構築、集中管理の促進〉

- クリエイティブコモンズ等の作品に、利用の可否や、商用利用はできない等の表明を することが必要であるということを、告知・周知して、作品に条件を付随させていくと いうことをしてはどうか。【第1回】
- 本会議の議論では、データベースのプライオリティーを高くすべきではないか。作品 や出演、統合や分野別など、様々な種類や設計のデータベースがあるため、その方向性 を見定めるのが良いのではないか。【第2回】

- 集中管理団体によって、簡素で一元的な権利処理に対する温度差が随分とある印象を受けた。DX化が新たな動きをもたらしている分野、とりわけ、クリエイターと利用者が大衆化しているような分野がデータベース等を作りにくく、一元的処理に参加したくないという人たちが多い分野かと思った。【第2回】
- データベースをクリエイターやユーザーが登録するというだけでは、先に進めないのではないか。AI技術とDXが新たな技術をもたらしてくる分野をどう取り込むことが、 鍵になるのではないか。【第2回】
- データベースについて、経済産業省と文化庁で似たようなデータベースがあるが、そ こはまとめていく必要があるのではないか。【第2回】
- どこにアクセスすればよいかを案内する案内窓口的な一元的なデータベースがある とよい。案内プラットフォームが国民からアクセスがしやすくなる一番簡単なサービス になるのではないか。【第3回】
- 管理団体が利用しやすく許諾しやすいデータベースがあれば、許諾や対価還元も容易になり、権利者利用者双方にとってコスト軽減となる。両者にメリットのあるデータベースが望ましい。【第3回】
- 作品の利用の可否、利用の条件を宣言し、それを入手できる場所を作ることと、利用されたときにその対価が権利者のもとに入る仕組みが必要。日本国内の幾つかの大きなプラットフォームの中には、多くのネット系コンテンツが既にアップロードされており、権利者が誰かということもある程度分かる。ここをさらに充実させていけば、いわゆる民間がやっているSNS自体が大きなデータベースになる可能性があるのではないか。【第1回】
- ユーチューブのような大きなプラットフォームと一元的に契約するという手段も考えられる。【第2回】
- 集中管理の拡充・促進について、既に集中管理が行われている分野については、その 拡充を図ることが考えられるが、そもそも集中管理が行われてこなかった分野について どうするべきかという問題がある。これに対して、裁定制度の抜本的見直しにより、幅 広く利用円滑化に資することのできるものになる可能性があるのではないか。拡大集中 許諾制度や集中管理の拡充促進と裁定制度の改革というのは、目的とする点に共通する ものがあるが、択一的な関係にあるわけではない。拡大集中許諾等の検討と並行して実 現可能なものであるため、裁定制度の抜本的見直しの検討を進めるべき。【第1回】
- 集中管理の促進については、ほとんどの管理団体が必要で有益であるという意見であり、当然そうだと思う。権利情報データベースや通常の集中管理の推進策はできることとして重要である。一方で、コストがかかり民間では賄えないため政府の支援が必要だという声もある。権利情報データベースや集中管理については、経費負担の面も含めた検討が必要。【第3回】
- 集中管理の促進のためには、権利者にとってのメリットはもちろんのこと、利用者が管理団体を使いたくなるような仕組みやインセンティブが重要である。【第3回】

- 集中管理団体が管理率を上げるために、できること・できないこと、メリット・デメ リットを明確にすることを集中管理団体にはお願いしたい。分からないことが多いこと から不安で預けられないことが多いと思うので、集中管理団体には、条件を明示するこ とをお願いしたい。【第2回】
- 集中管理団体に入ることのインセンティブとして、プラットフォーマーとのバリューギャップ問題などを解決するために、権利者団体がプラットフォーマーとの権利処理などに関するやり取りに関与する仕組みを構築するのも一つの手ではないか。【第4回】
- 集中管理促進には、ユーザーの視点を入れるべき。権利者、利用者という二分法自体 がナンセンスであり、ユーザー的な視点が入ることが重要である。【第4回】
- データベース構築について、具体アクションとコスト論に踏み込むのは有意義であり、 優先的なテーマとして進めていただきたい。権利者だけに負担させるのではなく、ステークホルダーの中で分担し、応分の負担をしていくということが重要である。最終的には社会全体にとって役に立つことでもあるので、一定の部分について、公的なバックアップをすることは十分正当化されるのではないか。【第4回】
- ジャパンサーチは、今のところメタデータのデータベースだが、100万件の各種のアーカイブを繋げており、そのうち50万件のコンテンツは、権利者の利用条件の意思表示が記載されている。また、不十分だが、パブリックドメインについての情報も既に記載されている。このような外部のメタデータのデータベースや、各種のアーカイブ・商用のサービスといった、権利情報のデータベースや統一の窓口につなげたり、将来つながったりすることを意識して設計していただきたい。また、権利者へのインセンティブ候補として商用サービスへ誘導することも考えられる。【第4回】
- データベース構築について、サーバーや資金の負担もあり、一元的に何もかも1つの データベースに入れることは無理だと考える。1つの窓口データベースに入っていくと、 使いたいジャンルや楽曲名を検索ができ、そこから、各分野のデータベースに入ってい き、その中でまたクリエイター個人につながるような形の方が、負担が少ないのではな いか。【第4回】
- 分野を横断する包括的な権利情報データベースの実現するためには、データベースの標準化が必須。データベースの標準化により、その他の分野にも応用でき、ネットワークづくりや連携分散管理ができるようになり、適切な対価還元にもつながるのではないか。まずは1つの分野で標準化を目指したデータベースの構築・運用をしてみてもよい。例えば、6月に公布された図書館関係の権利制限規定の見直しを踏まえ、まずは図書を中心としたデータベース構築からスタートしてもよいのではないか。また、利用者がそのデータベースを活用した履歴をログとして残すことで、集中管理ができ、補償金の分配などの適切な対価還元にも有用ではないか。もちろん利用者が正しくそのデータベースを活用するための教育の普及推進が必須であるが、国民全体が著作権というものを身近に感じて、著作者、著作物に敬意を持つことができ、著作物の正しい利用円滑にもつながるのではないか。【第4回】

○ 簡素で一元的な権利処理を進めるためには、まずは、データベースの整備が進んでない分野のデータベースが必要不可欠である。そこを見れば、集中管理がされている著作物なのか、集中管理がされていなければどこに連絡をすれば許諾の手続が取れるのかを明示していくとことは、権利処理の円滑化において重要である。【第4回】

# 〈権利処理に資する一元的な窓口の創設〉

- 権利処理に資する一元的な窓口の機能として、探索の代替ということを入れてはどうか。これまでのヒアリングで、多くの権利者団体から、「事務局にあまり人がおらず大変だ。」との意見があり、窓口が担ってもよいのではないか。さらに、権利者だけではなく、ユーザー側の視点を入れられるような役員構成にする必要があるのではないか。また、権利者でもユーザーでもない、例えば日系の海外に強いプラットフォーマーのようなところが運営し、海外で日本のコンテンツを売っていくことも1つの選択肢だと考える。【第4回】
- 権利処理に資する一元的な窓口の創設について、仮に分野横断する一元的な窓口組織を設立することができて、さらにその組織が不明権利者等の探索を行うという仕組みが出来れば、すばらしいことである。ただし、その組織の運営費用を誰が負担するかという問題が重くのしかかってくると思うので、少なくとも当面の間は運営費用を公的なお金で支えていくことが必要になってくるのではないか。また、実務を誰がやるのかという問題を考えなければならない。【第4回】
- 統一窓口は極めて重要であり、取引費用を下げるために、継続的に一定の別のコストをかけなければならないことは事実ではあるので、どのようなプラットフォームをつくっていくかを検討していただきたい。【第4回】
- 一元的な窓口について、窓口機能をもたすことにより、使用料のトランザクションが発生し、そのような中から運営費用を捻出していくことがあると思う。そこで、立ち上げ時の支援と、その後の民間自走を含め、データベース構築あるいは一元的な窓口の構築を検討していく必要がある。【第4回】

### 〈いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理〉

- 関係者から話を聞いて、一般ECLは厳しい印象を持った。ただ、個別ECLについては、一部の分野では可能性があると思うが、まだ状況は整ってないのではないか。【第2回】
- 拡大集中許諾制度を導入しても、導入可能な対象著作物の種類あるいは利用範囲はかなり限定されたものにならざるを得ない。現在集中管理の割合が高い音楽の著作物については導入の可能性があるかもしれないが、そのような分野はどちらかというと例外的で、集中管理が全く行われていない分野、あるいは利用範囲を限定した集中管理しか行われていない分野が多くある。それは単に整備が遅れているというだけではなくて、相応の理由がある可能性がある。【第1回】

- 拡大集中許諾制度は万能ではないが、解決できる課題もある。他の手段との最適な選択を行っていき、様々な手段を横に並べることと同時に縦に重ねる方法がある。例えば DSM指令では、拡大集中許諾制度で機能できる分野はそれで、機能しない分野は権利制限で対応しようという2段構えの方法を取っている。【第1回】
- 著作権分野におけるDX化の非常に大きな特徴は、従来の著作権法が主に対象とはしてこなかったような商業流通の外側にあるコンテンツ(例えばアウトオブコマース)がネットワーク上で大量に流れるようになり、それをさらに有意義な形で活用できる可能性を開いたところであり、著作物の種類や性質に応じた施策をどのように講じていくかが極めて重要である。例えばECLのような仕組みを進めていくに当たっても、欧州ではアウトオブコマースに焦点を当てたものに非常に力を入れた形でまずは導入している国があるため、様々な形で欧州の制度を参照してはどうか。【第1回】
- 拡大集中許諾制度について、ドイツの国内法化された条文なども、検討を進める前提 として調べた方が良いのではないか。また、デジタルプラットフォーム上で、著作物を 大量に使う場面は、制度設計全体の中でかなり想定されており、国内法化プロセスの中 でもその点が重視されるのではないか。【第3回】
- 拡大集中許諾制度について、ヒアリングにおける分野毎の団体の意向を念頭に置くと、 拡大集中許諾制度の実現が難しい分野もある。【第3回】
- 拡大集中許諾制度が仮に進まない分野があるならば、利用対象、対象となる利用行為 ごとの別な促進策というのは考えざるを得ない。【第3回】
- 拡大集中許諾については、問題が非常に多くあり、裁定制度の抜本的見直しやソフトロー的な意味を含めた許諾推定に比べると優先順位がやや下がるのではないか。【第3回】
- 拡大集中許諾は、ある程度集中管理が進んでないとオプトアウトが多くなり、拡大集中許諾の目的を達成できなくなる。【第4回】
- 場面を絞り込んで制度化を考える必要があるのではないか。当面は取引費用がかかる ところを対象にしていくことも考えられる。【第4回】
- 集中管理団体にユーザー側の視点を入れることが必要。【第4回】
- 利用者側のみによる組織の管理は、拡大集中許諾という言葉には当てはまらず、また、 権利者からの委託がないにもかかわらず、利用者による組織が利用者に対して許諾がで きるという、不思議な制度になってしまう。【第4回】
- DSM指令12条に相当するかなり広範な使い方が想定され得るECLに関して、国内法化が済んでいる国は少ないが、ドイツのほかにも少なくともオランダは同様の規定を導入しているようである。また、その他の国でも一般的な枠組みを法律で可能としつつ、政省令等で具体的な範囲をまさに一定の要件の下で決定していくような仕組みをとっており、注目に値する。明確な解があるわけではないがDSM指令を参考にしつつある種の新しいライセンスのスキームを、別の論点であるバリューギャップ問題の解消との関わりも含めた、全体的な制度設計の中にどう位置づけるかが重要ではないか。【第4回】

### 〈UGC等のデジタルコンテンツの利用促進〉

- 許諾推定制度は、課題解決のための有力な候補の1つである。法改正をして法律上の 推定規定を新たに設けるとなると、限定された分野ならざるを得ないが、ソフトロー的 な手法も組み合わせて解決していくことが考えられる。【第1回】
- 許諾推定について、どのような場合であれば少なくとも黙示的許諾が認められるのか をソフトロー的な手段で明らかにしてはどうか。【第3回】
- 場面を絞り込んで制度化を考えることが必要ではないか。【第4回】
- 権利者が不明である場合やアウトオブコマースも含めたUGCなどに対して、行政の 視点から明確に光を当てることで、世の中に埋もれている多くのコンテンツに対して、 文化振興と新たなビジネスの創出を進めることができる。【第4回】
- アウトオブコマースやUGCをどのような利用の促進ができるかについて、DSM指令にあるような、アウトオブコマースで集中管理されてないものについては、権利制限をすることや、アーカイブで利用可能にすることを議論しても良いのではないか。集中管理もされておらず、ECLの対象にもならない、ライセンスの仕組みのないものは、別に使える仕組みを考える必要がある。【第4回】
- UGC等のデジタルコンテンツについて、一定の要件を満たす場合には、権利者から 利用停止要請があるまでは暫定的に利用ができるという制度があり得るのではないか。 例えば、「公表された著作物であること、権利者の意思に基づいてインターネット上で 公衆送信されていて、対価を支払うことなく容易に複製できる状態に置かれていること、権利者データベースに登録されていない著作物であること、商業的利用が行われてないこと、集中管理の対象になってないこと、権利者の意思表示が何らなされていないこと、このような要件をいずれも満たす場合で、かつ知り得る連絡先に対して利用方法を明示して許諾を求めた、あるいはこういう利用したいということを権利者が容易にチェックできるウェブサイトで公示をしたが、一定期間に返事がないというときには、通知した利用方法によって暫定的に利用ができるとし、権利者から利用停止要請があった場合には速やかにそれに従わなければならない」といった制度が考えられる。【第4回】
- UGCについて、クリエイティブコモンズのような、意思表示を宣言できる場所が大事だと考える。一方で、ドワンゴのニコニ・コモンズやクリプトンが運営しているピアプロでは、宣言できる場所が既にあり、どのような使用の仕方まではよいということがかなり細かく書かれている。それを、ニコニコ動画やネットの動画配信サイトとうまく連動することにより、少なくとも動画配信サイトの中での使用という部分は制限できたり、収益化できたりするのではないか。【第4回】
- UGCについて、窓口データベースの中にUGCのコーナーを作り、そこに個人が登録する仕組みはどうか。わかりやすいフォームの形で簡単に登録できるようにすれば、クリエイター側は自分としての立場を表明でき、利用者側は、権利者を簡単に探すことができるようになり、win-winの関係になると考える。【第4回】

### 〈現行の裁定制度の改善〉

- 裁定制度について、欧州で孤児著作物問題への対応が検討され出した頃は、日本の裁定制度は非常に先駆的な制度として注目されたが、利用実績は皆無に近かった。その後、法改正・運用改善・実証事業などで利用実績は着実に増えているが、潜在的なニーズは膨大なはずであるため、そのニーズに比較すれば、現在の利用実績はわずかである。これから短期的・集中的に結論を得るということになるが、裁定制度の抜本的な見直しと拡大集中許諾制度の導入は目的としては共通性が高く、別の機能を持たせて役割分担するよりは、中長期的には1つの仕組みに収斂させていくほうが分かりやすく合理的ではないか。【第1回】
- 裁定制度の見直しについては、ヒアリング団体からも特に反対意見がなく、ぜひ進めるべき。【第3回】
- 裁定制度について、例えば、窓口が統一しても、それから振られた権利者のほうで許諾の細かな作業をやる人手がないようなことも十分あるため、利用者側と権利者側の実務の代行をできる仕組みを用意する必要があるのではないか。【第4回】

#### 〈その他〉

- 映像のような過去のコンテンツは、関わる権利者が極めて膨大であるため、管理されていないコンテンツも非常に多いが、他の権利が処理できないから死蔵されてしまう。権利者不明問題は極めて重要な課題だが、それだけの問題に矮小化してはならず、集中管理の革新に取り組むべき。ただし、それはあまり大きいもので、最初からやろうとし過ぎると、スピードがなくなってしまため、拡張性のある制度が必要ではないか。【第1回】
- 過去コンテンツの中には、多数の権利者の許諾がそろって初めて利用ができるものがあるが、許諾がそろわない場合にどうするかという問題がある。その一部は裁定制度の抜本的解決で対応可能であるが、権利者のうち大多数の人が利用を望んでいるが、一部の人のみ反対した場合はどうするのかという課題がある。【第3回】
- 各種アーカイブをつなぐジャパンサーチがローンチしたばかりだが、各デジタルアーカイブのコンテンツの二次利用を促進するということが極めて重要な課題になっている。その際には、二次利用条件の表示をどうするかという問題がある。権利者情報や意思を集約する仕組みの充実が今回の小委員会でも課題の1つに挙げられているが、アーカイブ機関に権利者情報の集約に関して一定の役割を果たしてもらえるよう支援をしていくといったことも考えられる。特に二次利用の公益性の高い公文書館、国立公文書館については、その公益性に鑑みて、権利制限の整備も含めた検討が必要である。【第1回】
- 過去の放送番組の利用について、1つのコンテンツの利用について、多数の権利者の許諾がそろわないと利用ができない場面がある。一部の権利者の許諾が得られないことによりコンテンツ全体の利用が止まるような場合には、例えば著作権が共有になっている場合の65条3項や、放送同時配信等に関する68条などを参考にして、1つのコンテンツの利用に多数の権利者の許諾が必要である場合に、その許諾が完全にはそろわなくても利用ができる余地を認める制度も検討に値するのではないか。【第4回】

- 現在議論されているような仕組みをつくることにより、寛容的な利用を狭めてはならない。最終的にはクリエーションのほうも含めて文化全体が豊かになると考えるが、寛容的な利用が萎縮してしまわないように、寛容的な利用を尊重するという視点を重視する必要がある。【第4回】
- パブリックドメインについて、例えば著作権者等の没年不詳の場合、全く利用できなり、死蔵してしまうようなものになる。将来的にパブリックドメインの領域がどんどん拡大していくので、ここは重要な課題と考える。【第4回】
- 現在、保護期間は、計算が極めて複雑であり、どの作品がパブリックドメインとなっているか専門家でもはっきり言えない状況は、早急に解消しなければならない。この原因は、大きく3つあり、1つ目は、没年不明の方が多くいること。2つ目は、1970年以前の映像作品について、著作者の没年が検討材料に入ってくるが、著作者が誰であるのか、原版を見ないと特定が難しく、映像の著作者の特定困難であること。3つ目は、戦時加算である。1つ目と2つ目の問題に関しては、例えば没年の推定や、既に不明の場合や著作者の特定ができていない場合には、最初から発行から特定期間での保護期間の終了を規定してしまうという方法が考えられる。例えば米国著作権法は、1922年以前に発行された作品は全てパブリックドメインであることが確定されている。日本もこのような規定を設けたり、推定規定の形を取ったりすることが考えられのではないか。戦時加算については、撤廃論が権利者団体からも提案されている。【第4回】
- 現在、諸外国でアウトオブコマースと呼ばれる領域の活用を進めることに関しては、ここ20年ほどの著作権保護期間の非常に長い延長というものが1つの背景としてある。アメリカにおいては、1998年の著作権法期間延長法とともに、著作権法108条の中に、最終20年の保護期間に入った著作物に関しては、アーカイブ機関等がデジタル利用も含めて相当程度自由に利用・公表ができる規定を置いている。そして、ヨーロッパでは、アウトオブコマースをECL等により利用円滑化している。【第4回】

# (簡素で一元的な権利処理等に係る各種方策をより実効性あるものにする環境整備 方策やその実現に資する多様な立場からの相互的な協力の在り方)

- フリーのコンテンツをどう利用していくのかが重要だと考える。プラットフォームや データベースでの自由に使えるよう開放したり、他に使わせたりすることもおもしろい。【第2回】
- 利用円滑化に資する新たな仕組みの創設のために、国民全体に対してどこまで負担を 求めるかという議論が必要。コンテンツの利用円滑化というのは、ユーザーに対してい かに面倒な手続を省いてあげるかという観点だけではなく、ユーザーがコンテンツを一 元的な権利処理も含めて円滑に利用できるための知識・スキルの育成においても同時に 検討の余地があるのではないか。【第1回】
- 今のアマチュアクリエイターの時代では、そこに所属したくない人たち、または所属 するほどでもないと自分で思ってしまっている人たちがいることを考える必要がある。 一括集中に向かう前に、1対1で使いたい人がつくった人に対してこれ使わせてくださ いという少し逆行するような段階がある可能性があることを覚悟しなければならない。【第1回】

### 【iii. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について】

- プラットフォームとのバリューギャップ等の問題は極めて重要である。ネットワーク経済の最大の特徴の1つは、あらゆる産業において、ごく少数のデジタルプラットフォームと、そのコントロールによってあるいは従属した形であらゆる経済主体が活動していることである。これはネットワーク経済のダイナミクス、力学そのものであり、構造的な性質である。そのことを踏まえて、誰が、どのような形で、短期・中期でやるべきことの整理を含めて、重要なテーマとして位置づけていただきたい。【第1回】
- プラットフォーマーとのバリューギャップに関しては、世界的に見ても良い解決策はまだない。その中で、どう対応するのかを政策的に考えると、著作権法の枠を当然超えてしまう。著作権法以外の制度や法律との連携をどうやっていくか検討する必要があり、著作権法の体系、政策面で言えば、新しい次元に入らざるを得ない部分があると思う。【第1回】
- DX時代や5Gの運用で懸念されるのはオンライン上での海賊版問題である。このような状況の中、コンテンツホルダーは、限られた予算・人材の中で効率的・効果的な実効性を持った対策を講じる必要があり、それを実行する上で我が国が強化しなければならないことは、国際執行力・教育・サイトブロッキングだと考える。【第1回】
- 海賊版の問題ついて、政府内での対応の体制や国際的な協力体制が鍵となるが、この間、大幅に進んできたように思うので、まずはこれを定着させることが重要。また、現行法でできることを各国の協力の下でやっていくことが重要である。【第1回】
- 教育・普及について、大学などの各種の専門課程の中で著作権教育をしっかり位置づけるような具体の議論に入るべき。また、社会教育の中で著作権教育をどう位置づけていくのか、そのインセンティブをどう与えるのかという議論にも踏み込んでいきたい。【第1回】
- 文化庁の持つ役割を社会に知ってもらう意味で、つい最近文化庁のホームページにおいて、コロナワクチン職域接種を文化芸術に携わる個人向けに実施する旨の告知があった。検討項目にあるDX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育方針の一例としてこうした具体的な施策を都度適切に行うということも回り回っては役立つのではないか。【第1回】
- プラットフォームにおける包括許諾の運用は良いことだが、利用者から見ると自由に 利用できると勘違いしてしまうおそれもある。プラットフォームにおいて、許諾をとっ ていることを発信していくことも普及啓発には重要。【第2回】
- サイトブロッキングについては、表現の自由という観点から反対である。【第4回】

#### 2. 関係者へのヒアリングについて

- 検討において重要なのは実態の把握である。変化が急激で、新たな技術・サービスの発展が進んでいて、技術・サービスの発展を十分に把握していないこともあると思うので、著作物のどういった利用事態があるか、どのような課題があるのかということをしっかり把握をしていきたい。【第1回】
- 利用の円滑化と適切な対価還元がセットで議論の対象になっているということが重要であるため、適切な対価還元が行われるには、どうすべきなのかを聞きたい。【第1回】
- 本日のヒアリングでは、主に権利者団体から意見を聴いたが、著作権管理をしている 権利者団体は、有償での著作物の利用が想定されているケースが多いので、主に国内の プロということになる。アマチュアやユーザー、海外の人など様々な方々から意見を聞 かなければいけないのではないか。【第3回】
- 管理団体について、プロの数がどのぐらいで、どのくらいの人たちがその団体に属しているのかという各団体の組織率を集めていただきたい。【第1回】その際、組織率の分母となる数字の考え方も合わせていただきたい。【第2回】
- 集中管理を望まない権利者の意向や、なぜ組織化して集中管理ができないのかという ことを把握したい。【第2回】
- 集中管理団体への参加が広がることが、どのような制度を取るにしても大前提であり、 そのために何をしていくべきか、どうすればいいのかを検討していくべきである。集中 管理団体が管理率を上げるために、権利を預けること以上のメリットを出すことや、 様々なインセンティブを出す等の方法があるため、その点について関係者からアイデア を伺うことが必要ではないか。【第2回】
- 簡素で一元的にすることにより、個人がばらばらに処理するよりはコストを下げることができる。一方で、コストがゼロになるわけではないため、そのコストは誰がどういう形で負担するのか、そのコストを下げるためにはどうするか伺いたい。また、データベースのなどの技術について、そのコストが、どういう形でかかって、それを下げるためにどのような提案があるのか伺いたい。具体的に制度を考えていく上で、制度は出来たがコストで回らないとなっては何にも意味がないため、その辺も含めて、関係者からいろお困りの点、御提案を聞いていきたい。【第2回】
- 権利者の意向、あるいはビジネスの実態というものもあるので、そういったものを今後のヒアリング等で明らかにし、それを踏まえながら、拡大集中許諾制度等について、 過度に利用促進にぶれることなく検討を進めてほしい。【第1回】
- 集中管理団体に対して、拡大集中許諾を仮に導入する場合に、集中管理団体によって うまく運用することができる見通しがあるのかどうか聞きたい。【第1回】
- SARTRASにはTSUCAOという学校向けの入力のウェブ申請システムがあるので、このような集中許諾的な取組をしている方の話も聞きたい。【第1回】

- ネットクリエイターやZ世代等に加えて、既存の組織に属していない関係者の方等、幅広い方々に御意見を伺いたい。併せて、バリューギャップ対策として、可能であればデジタルプラットフォーマーへのヒアリングの検討もお願いしたい。【第1回】
- 権利者などからヒアリングをする際に、バリューギャップ問題がしっかり浮かび上がるよう、留意していただきたい。また、具体的な制度に持っていく段階でいろんな議論が出ると思うが、政府の中で、バリューギャップ問題を唯一しっかり問題意識として明確にして声高に言っていけるのは文化庁しかないと思うので、具体的な対応や政策の中身をつくるのが一番大変と思う。その段階でこのバリューギャップ問題は、ほかの省庁は絶対強調しないという観点からも、しっかり意識してそこを大きく取り扱い、問題提起できる形にしていただきたい。【第1回】

(以上)